



米合衆國貨幣委員報告書

第九号



乙第一號

一千八百四十八年第十二月三十日

造幣管理局組成ノ勅狀

白耳義國王連翁勃爾ハ現今及ヒ将来ニ對シテ之ヲ公布ス

一千八百四十八年第十二月二十八日ノ法則(モトトル新聞第三百〇五号ニ載

テ詳明ニ照シ一千八百四十九年第一月一日ヲ以テ實際施行ノ

期日トシ曩キニ一千八百三十一年第十二月二十九日ノ勅狀ニ

因リテ設置シ其後一千八百三十三年第十二月二十七日及ヒ一

千八百三十四年第十二月三十一日ノ法則ニ於テモ改正ヲ加ヘ

ス接續シタル造幣委員ノ職務ハ悉ク之レヲ解止ス

從來造幣委員總長及ヒ二名ノ總代人ノ總管部轄ニシ事務ハ今

後咸テ大藏卿ノ直轄ニ附シ而シテ一名ノ總代人ハ造幣代辦役

ノ名稱ヲ以テ此事務ニ當ラシム是ニ由テ一千八百三十一年第

河野光太郎譯

大正十一年四月

十二月二十九日ノ規則ニ於テ緊要ナル一二ノ改正ヲ加フルヲ要シタルモノト思認ス可シ

一千八百三十二年第六月五日ノ貨幣法則ニ因リ又旧曆第二月十九日一千七百九十七年十一月九日ノ法則及ヒ一千八百十四年九月十四日ノ布告ハ共ニ金銀貨幣鑄造ノ保證及ヒ其地金ニ関涉ス我大藏卿ノ上申ニ因テ朕之ヲ令ス

第一章 役負

第一條 造幣管理局ノ役負ハ造幣代辦役ヲ除キテ之ヲ編定ス

第一 較驗大監察 一名

第二 貨幣交換ノ驗數兼造幣ノ驗數役 一名

第三 較驗役 二名

第四 造幣支配役 一名

第五 貨幣ノ模様幣位ノ名号及ヒ保証等ノ鑄刻役 一名

鑄刻役ハ每歲第十二月三十一日ヲ以テ一旦其職務ヲ免スルヲ法トス然レモ更ニ又之ヲ除任スルヲ得ヘシ

註 一千八百十六年第六月五日ノ勅狀ヲ以テ貨幣鑄刻役ノ職務ヲ一定ス

第二條 造幣支配役及ヒ貨幣交換ノ驗數兼造幣ノ驗數役ハ我大藏卿ノ指圖ニ因リ職務上ノ便宜ヲ以テ貨幣鑄造所内ニ其詰所ヲ設ク

第三條 造幣代辦役較驗大監察造幣支配役及ヒ鑄刻役ハ大藏卿ノ上奏ニ因リテ朕親ラ之ヲ任ス

註 一千八百七十三年第二月十四日ノ勅狀ニ由レハ貨幣交換ノ驗數兼造幣ノ驗數役ニ亦上ニ同シ

第四條 貨幣交換ノ驗教兼造幣ノ驗教役及ニ名ノ較驗役ハ
造幣代辦承諾ノ上大蔵卿之ヲ命ス

第二章 役員ノ職務

第五條 造幣代辦役ハ大蔵卿ノ推下ニ屬シ直接ニ卿ト相討議
シテ其職務ニ従事ス可シ

爾他ノ役員及ニ僱役人ハ其職務ニ従事スル上ニ付テハ總テ造
幣代辦役ノ指揮所轄ヲ受クヘシ

第六條 造幣代辦役ノ持權ハ左ノ事項ノコトシ

第一 鑄造貨幣ノ位号及ニ其量目等ハ法則ニ照準シテ正
ク之ヲ點檢監査シ然ル后チ大蔵卿ノ布達ニ因リテ之ヲ發
行流通スルノ許可ヲナス可シ

第二 旧曆第一月二十二日及ニ第二月十九日ノ法則ニ照
準シ鑄造ノ貨幣ヲ流通ニ供スルニ先チテ此レニ適當ノ監

定ヲ賦与スルヲ要スルカ為メ之ヲ貿易局及ニ保証局ノ較

驗役ニ送附スヘシ

第三 金銀貨幣ノ位号、鑄造ノ符印、鑄工ノ良否又ハ其模様
及ニ國章ノ同一ナル歟或ハ贋造貨幣ニ付テハ其疑問ヲ判
決ス

第七條 貨幣ノ位号、地金ノ符印、及ニ金銀種類ノ上ニ付テノ法
令規則ノ實施ヲ履行セサル所ノ保証緊要ノ部分ハ地租、運上、飲
物税ニ用フルコトナシ

第八條 造幣代辦役ハ大蔵卿ノ指令ニ從テ職務上ノ要件ハ
勿論其他百般ノ事ヲ擔當ス可シ

造幣代辦役ハ貨幣鑄造所内ニ於テ警戒ノ為メ巡查ヲ置クヘシ
造幣代辦役ハ造幣管理局ニ關スル費用ノ明細決算表ヲ製シテ
毎歳之ヲ大蔵卿ニ呈スヘシ

造幣代辦役ハ貨幣鑄造ニ関涉スル諸規則ニ付テハ各々主務ノ
役負方正確實ニ遵奉シテ職掌ニ勉勵スルヤ否ニ注意ス可シ
造幣代辦役ハ又交換ニ供充シタル地金ノ價ハ取極メタル定價
表從ヒ實施上ニ於テ違フコトナキヤ否ニ注意ス可シ
造幣代辦役ハ毎月ノ末ニ又ハ其之ヲ要スル都合ニ因リテ數回
造幣支配役及ヒ貨幣交換ノ驗數兼造幣ノ驗數役ノ諸帳簿ヲ檢
査シ之カ決算ヲナスヘシ

第九條 鑄刻役ハ貨幣鑄造ノ事務ニ任セラレ而シテ國章捺
刻ノ器伐断器等總テ要用ノ器械又ハ保証符印ノ器械等ハ悉皆
之ヲ鑄造所ニ送致スヘシ

保証符印及ヒ模型器又國章捺印ノ器等製造ニ必要ナル器械ハ
悉皆之ヲ堅固ナル算筭ニ收メ三個ノ錠ヲ施シテ之ヲ鎖鑰ス而
シテ其第一ノ錠ハ造幣代辦役手自ラ之ヲ鎖シ第二ノ錠ハ鑄刻

役之ヲ鎖シ第三ノ錠ハ其器械ノ運用ヲ記載スルコトヲ司ル者手
ニ之ヲ閉鎖スルモノトス

第十條 較驗大監察ハ金銀貨幣ノ地金及ヒ製造貨幣ノ位号ヲ
檢査スルニ當リ其較驗役ノ事務ヲ監督スヘシ又較驗大監察ハ
其較驗役ノ具狀スル所ト一定ノ陳述書ヲ以テ何フ故アルコト
レハ其事故ニ付テ自分ノ意見ヲ加ヘテ之ヲ造幣代辦役ニ差出
スヘシ

第十一條 較驗大監察ハ金銀貨幣ノ地金及ヒ位号ニ付テ何ソ
事故アリテ較驗役ヨリ具狀スルコトアルハ其地金及ヒ貨幣ノ位
号ヲ檢査スルコトアルハ此場合ニ於テ較驗大監察若シ符印
ノ器械ヲ以テ銅版ノ上ニ捺印セント要セハ其符印器ヲ撰ミ取
リテ造幣代辦役ノ手許ニ差出スヘシ

第十二條 較驗役ハ造幣代辦役ノ命ニ因テ領取シタル鑄造貨

幣及ニ地金ノ位号ヲ明示スヘシ

較驗役ニ對シテ造幣代辦役ノ許可アラサレハ此事務ニ付テ何事モ自儘ニ為スコトヲ嚴禁ス

較驗役ハ造幣代辦役ノ手自ラ差出シタル銅版ノ上ニ捺刻スル所ノ符印器ヲ撰フ

較驗役ハ己レカ施行シタル事務ハ悉皆之ヲ記録シ置クヘシ

較驗役ハ造幣代辦役ヨリ附与セラレタル補助品ニアラサレハ根リニ使用スルヲ得ス

凡ソ鑄造有用ノ舍密ニ関スル補助品ハ為メニ供備スル所ノ物ヲ以テ之ニ充ツヘシ

第十三條 造幣支配役ハ貨幣交換ノ驗數兼造幣ノ驗數役ノ面前ニ於テ貨幣鑄造ニ供充シタル地金ヲ請取ヘシ

携齋主ニ對シテハ造幣支配役ノ此ノ請取方ノ責任ヲ負フ

ヘシ

造幣支配役ハ貨幣交換局ニ揭示シアル定價表ニ照準シテ携齋主ノ差出シタル地金ノ代價ノ拂方ヲナスヘシ

造幣支配役ハ毎年計筭局ニ入りテ己レニ關係スル所ノモノハ此自ラ其精筭ヲナスヘシ

計筭ノ方法及ニ記載ノ躰裁等ハ大藏卿ノ命令指圖ニ從フ可シ

造幣支配役ハ五万「フラン」クノ身元金ヲ差出スヘシ

第十四條 貨幣交換ノ驗數兼造幣ノ驗數役ハ造幣支配役ニ渡シ置キタル金銀貨幣ヲ以テ交換ニ供充シタル地金ハ悉皆之ヲ

詳細ニ記録スヘシ

此ノ記載ノ躰裁ハ造幣支配役ノ記載スル體裁ニ照準シテ造幣支配役カ検査局ノ用ニ供スルニ足ルヘキ躰裁ヲ以テ之ヲ記録スヘシ

貨幣交換ノ驗數兼造幣ノ驗數役ハ、時特別ニ貨幣ノ事務等ニ
関涉スルコトヲ監察スヘシ

第三編

貨幣製造ニ付製造シタル貨幣整頓ノ引渡位
量目及ニ審査

第十五條 貨幣ノ鑄造ノ成了シタルハ造幣代辦役或ハ豫テ
取り極メタル造幣御用掛リ及ニ貨幣交換ノ驗數兼造幣ノ驗數
役ハ鑄造成了シタル貨幣中ニ就キ其品製ヲ撰ハス虚心ニ各々
三個ヲ取リテ其見本ニ供ス

爾餘夥多ノ貨幣ハ一名ノ較驗役ハ貨幣交換ノ驗數兼造幣ノ
驗數役及ニ造幣支配役或ハ此レト相當ナル御用掛リ等ノニ
會ノ上ニテ一々之ヲ推稱ニ當テ、其量目ヲ検査ス可シ

右ニ付キ一名ノ較驗役ハ製造貨幣ノ檢閱調査ノ濟了ニ至ル
マテ預メ貨幣ヲ收藏スルノ用ニ供シタル場所ノ内ニ入レ置キ

タル貨幣ノ負數價名及ニ貨幣各個ノ定量ヲ詳細ニ書記シ
タル陳述書ヲ差出スヘシ○此ノ金庫ハ制規ニ照準シ三種ノ錠
ヲ施シテ之ヲ閉鎖スヘシ

右詳明ノ陳述書ニハ第十七章ニ記載スル條款ニ照準シテ審査
シタル六個ノ見本貨幣ノ量目ヲ副書スヘシ

第十六條 貨幣交換ノ驗數兼造幣ノ驗數役ハ其權内ニ於テ新
規鑄造セル貨幣各種ノ量目及ニ模様、形状等ヲ検査ス可シ○貨
幣交換ノ驗數兼造幣ノ驗數役ハ其検査スル所ノ貨幣中制規ニ
違フテ模様ノ異別ナルハ或ハ其量目ニ輕弱ノ差アルハ之ヲ
別除シ以テ己レノ西前ニ於テ直ニ之レヲ再造セルムヘシ但
シ此場合ニ於テハ豫メ再造スルノ利用ヲ造幣代辦役ニ告ケテ
后ニ着手スルモノトス而シテ爾他真正ノモノハ之ヲ造幣支
配役ニ渡スヘシ

新規鑄造ノ貨幣其量目輕弱ナル歟ハ模様ノ異別ナル歟又其位号ヲ超ヘ或ハ重量ヲ超過スル等ノ貨幣ハ之ヲ再造ニ付スルニ其費用ハ咸ク造幣支配長ノ自費ヲ以テ之ヲ辦セシムルモノトス○尤モ此ノ如キ種々ノ事務ニ付テハ別ニ陳述書ヲ差出スヘシ

第十七條 第十五條ニ記載シタル事務ヲ施行シタル後チ直チニ較辦大監察ハ貨幣交換ノ驗數並造幣ノ驗數役及ニ造幣支配後或ハ御用掛ノ面前ニ於テ先キニ見本ノ為メニ取除キ置キタル新貨幣ノ量目ヲ審査スルニ取掛ルヘシ

第十八條 若シ見本ノ為メニ取除キ置キタル貨幣ノ量目甚レキ差異アリテ容易ニ改正シ難キ場合ニ於テハ造幣代辦役ハ其貨幣ノ位号ヲ審査スルコトナク更ニ之レカ鑄造ヲ命スヘシ

第十九條 若シ其量ノ差異容易ニ改正シ得ヘキハ較驗大

監察ハ其貨幣三個ヲ取リテ各個特別ニ之ヲ權稱シ其形狀ノ不都合ナルヲ改良セシメンカ爲メニ改正器械ヲ取リテ其改正ヲ加フヘキ部分ヲ一々丁寧ニ指圖スヘシ

右ニ付テ其貨幣三個ヲ取リ較驗役二名ニ各一個ヲ附シ殘餘ノ一個ハ較驗大監察ノ手許ニ置キ以テ其改正ヲ加ヘタル貨幣ノ比較審査ニ供スルモノトス

又更ニ他ノ三個ノ貨幣ハ造幣代辦役ノ手許ニ留メ置クヘシ是ニ於テ較驗役ハ各自所在ヲ異ニシテ共ニ貨幣鑄造試檢所ノ内ニ於テ其事務ニ従フヘシ○既ニシテ較驗役ハ其日ノ内ニ書面ヲ以テ其顛末成果ヲ上申ス

較驗大監察ハ其書面ヲ熟覽シ二名ノ較驗役ノ報告適ニ相符合スルトキハ其報告ニ照シテ位号ヲ監定判決スヘシ

若シ較驗役二名ノ報告書矛盾詭譎ルキハ較驗大

自ラ貨

貨幣ノ位号ヲ審査スルノ手續ヲナシヘシ
較驗大監察ノ報告較驗役ニ名ノ中一名ノ報告ト適合スルトキ
ハ較辦大監察ノ報告ニ照準シテ其貨幣ノ位号ヲ鑑定判決ス
若シ較驗大監察ニクノ較驗役ノ取極ノタルモノ、差異アルコ
ヲ發言スルキハ之ヲ鑑定判決スルニ豫テ試験ニ供備シタル三
個ノ貨幣ノ位号ヲ以テ之ヲ平均スヘシ

第二十條 若シ較驗大監察更ニ其貨幣ノ審査ヲ要スルト知認
スルコ或ハ又此レヲ造幣代辦役ヨリ申渡サレタルキハ較驗大
監察ハ自ラ造幣代辦役ノ面前ニ於テ此事ノ手續ヲナスヘシ
此事ニ付テ得タル所ノ結果ヲ以テ位号ノ監察審査ヲ為ス

第二十一條 此ノ事務ニ付テノ陳述書ハ造幣支配役及ヒ較驗
大監察ノ兩人署名押印シテ以テ之ヲ造幣代辦役ニ送致ス造幣
代辦役ハ之レ 鑑定判決ヲ為シ以テ之ヲ書寫シ復シ造幣支配

役ニ附スヘシ

第二十二條 貨幣ノ稟浮模様及ヒ受ケ渡レ等ノ鑑定判決ニ供
セシ見本ノ外ハ悉皆之ヲ一個ノ包裹ト為シ貨幣管理局及ヒ較
驗大監察ノ封印ヲ以テ貯藏シ置ク

此ノ封印シタル包裹ハ一個ノ箆笥ニ收藏シ三個ノ錠ヲ施シテ
之ヲ鎖鑰ス其第一ノ錠ハ造幣代辦役之ヲ鎖シ第二ノ錠ハ較驗
大監察之ヲ鎖シ第三ノ錠ハ貨幣交換ノ驗數兼造幣ノ驗數役手
自ラ之ヲ鎖定スルモノトス

然リ而シテ之ヲ收藏シ置クニハ其包裹ノ上ニ收藏ノ年月日ヲ
記スルノ外ニ又之ヲ鑑定判決シタル年月日及ヒ取極ナル位
号ヲ記スヘシ

大旨

第二十三條 此ノ勅狀ヲ施行スル日ヨリ從來ノ 中矛盾

及對スル事項ハ咸ク之ヲ廢止スヘシ

第二十四條 我大藏卿ヲシテ此ノ布告ヲ實際施行セラルルコトニ任ス

一千八百四十八年第十二月三日

烈建府ニ於テ之ヲ共フ

連翁勃爾

右勅使

大藏卿佛烈爾阿爾蕃

乙第二号

一千八百五十二年八月二十五日地金ヲ精鍊スル為メ歟

或ハ貨幣ノ模形ニ製センカ為メ貨幣ノ交換ニ供充シ

タル地ニ係ル勅狀

白耳義國王連翁勃爾ハ現今及ク將來ニ對シテ之ヲ公布ス

貨幣製造局中地金ヲ精鍊スル場所ヲ創立スルノ手續ニ於テハ

竊モ嚴重ナル規則ヲ以テ同心協力シテ此用ニ充シメシニハ純

精ナル基礎ヲ規定スルノ成文ヲ示スニアリ

一千八百四十八年第十二月三十日ノ勅狀ニ照準シテモニテール

新聞一千八百四十九年第一月五日ノ第九号ヲ参照スヘシ

我大藏卿ノ報告ニ依テ朕嘗テ之ヲ布告シ今又之ヲ布告ス

第一條 造幣代辦役及ク貨幣交換ノ驗教兼造幣ノ驗教役ノ職

務ハ貨幣製造局中ノ地金精鍊所ヲ監察保護スルニ及フ可シ

第二條 貨幣ノ模形ヲ製シ又ハ精鍊ノ為メニ貨幣製造局ヘ運

搬供備スル地金ハ貨幣交換ノ驗教兼造幣ノ驗教役ノ之

ヲ簿記シタル后々其面前ニ於テ造幣支記役之ヲ受領スヘキモ

ノトス

第三條 造幣支配役ハ独リ貨幣製造ノ用ニ供シタル地金ヲ携齎スル者ニ對シテハ其責任ヲ負フ依テ造幣ノ用ニ供シタル地金ニ代用スル切手ヲ交附シ又精鍊ノ為メニニ供充セル精鍊シタル地金ニ代用スル精鍊地金ノ切手ヲ交附スヘシ

貨幣交換ノ驗數兼造幣ノ驗數役躬自テ記名調印シテ其手数ヲ歷タル諸切手中ニハ造幣又ハ精鍊等ノ為ニ供充シタル地金ハ此ノ振出しタル切手ノ名前ノ所有品タルコトヲ詳明スルヲ要ス

第四條 直ニニ貨幣製造所ニ入レ置クコトヲ要セサル金銀ノ地金ヲ携齎シタル者ハ造幣支配役ノ指定スル場所ノ中ニ收藏シ以テ之ヲ閉鎖スルノ鍵ハ貨幣交換ノ驗數兼造幣ノ驗數役ノ手ニ於テ司ルモノトス

第五條 貨幣交換ノ驗數兼造幣ノ驗數役ハ不時ニ屢々各部及

ニ一般ノ事情ヲ検査シ此ノ結果ヲ造幣代辦役ニ報告スルノ手續ヲナスヘシ

長官ノ命令ハ連日或ハ毎時之ヲ登録ニ供スヘキナリ

第六條 一旦貨幣製造ニ付托シタル金銀貨幣ノ地金ハ未タ金銀ノ塊塊ノ既ニ精鍊シタルモノ或ハ又貨幣ノ模形ヲ成レタルモノ等何レヲ問ハス再ニ之ヲ門外ニ出スヲ許サス尤モ貨幣交換ノ驗數兼造幣ノ驗數役ノ立會許諾アル切手ヲ以テ之ヲ持出スハ此限ニテラヌ

第七條 我大藏卿ヲシテ此ノ布告ヲ實際施行セラルルノ事ニ任ス

一千八百五十二年茅八月二十五日

烈建府ニ於テ之ヲ與フ

連翁勅旨

右勅状

大藏卿佛烈爾阿尔著

乙第四号

一千八百六十七年第三月二十五日去ル一千八百六十五年
年第十二月二十二日ニ於テ布告シタル貨幣ニ関ル契約

第二條及ニ第三條ニ指示シタル金銀貨幣ノ製造入費ヲ
決定セシ勅状

白耳義國王第二世連翁勃爾ハ現今及ニ将来ニ對シテ之レヲ公布
ス

一千八百六十六年第七月二十一日ニ於テ布告シタル貨幣ニ係
ル法則中第二條ニ照準シテ曩キニ制定セシ法則ヲ以テ公許
タル一千八百六十五年第十二月二十三日ノ貨幣ニ係ル契約第
二條及ニ第三條ノ中ニ於テ指示シタル金銀貨幣ノ製造入費ヲ規

定セシトテ希望ス

我大藏卿ノ建議ニ依テ朕之ヲ令ス

第一條 一千八百六十五年十二月二十三日ニ於テ布達セル
貨幣ニ係ル契約第二條及ニ第三條ニ掲載シタル金銀貨幣ノ製
造入費ハ全ク其減消ヲ此中ニ算入シテ今之ヲ定ム

甲 金貨一「キログラム」ニ付キ六「フランク」七十「サンチユ」

乙 銀貨一「キログラム」ニ付キ一「フランク」十「サンチユ」

第二條 我大藏卿ノレテ此ノ布告ヲ實際施行セシムルノ事ニ
任ス

一千八百六十七年第三月二十五日

普律勢留府ニ於テ之ヲ與

右勅狀

連翁勅旨

大藏卿佛烈爾阿爾著

乙第五号

一千八百六十七年三月二十七日

貨幣交換局ノ組成ニ係ル勅狀

白耳義國王第二世連翁勃爾現今及ニ將來ニ對シテ之レヲ公布ス

一千八百六十六年第七月二十一日ノ法則ヲ以テ公許シタルニ
千八百六十五年第十二月二十三日ノ貨幣ニ係ル契約中第二
條及ニ第三條ニ照準スヘキモノナリ
朕カ此日ノ布告ニ於テ左ノ條件ヲ規定ス

甲 曩キニ制定シタル契約第二條及ニ第三條ニ於テ指示セ

ル金銀貨幣製造ノ入費

乙 金銀貨幣ノ地金ヲ精鍊スルノ費用及ニ貨幣交換ニ差出

シタル地金ハ其約束ニ照準レテ携齎シタルモノヨリ其

費用ヲ辨償セシム

貨幣交換局ノ組成ヲ為サンコトヲ希望シ我大藏卿ノ建議ニ因リ
朕之ヲ令ス

第一條 純金一「キログラム」ノ價ハ三、四四四「フランク」四四

「サンチユーム」四四ト又位号アル貨幣ノ一「キログラム」ノ

價ハ〇、〇〇〇ヨリ三、一〇〇「フランク」及ニ其他大小厚薄ノ差異

アル金貨一「キログラム」ニ付テノ價位其差別ニ從テ之ヲ定メ

ム

純金一「キログラム」ニ付テハ貨幣交換局ニ於テ製造入費ヲ算

除レ三、四三七「フランク」ヲ拂ヒ渡シ又〇、九〇、〇、〇、〇金一「キログラ
ム」貨幣ノ價位ニ付テ三、〇九三「フランク」三〇「サンチユー」ムヲ
拂ヒ渡シ其他差等アル貨幣ハ其價位差別ニ從テ之ヲ拂ヒ渡ス
但シ精鍊入費ヲ算除ス

第二條 純銀一「キログラム」ノ價ハ二二ニ「フランク」ニニ「サン
チユー」ム ニニニ「トレ」位号アル貨幣一「キログラム」ノ價ハ〇、九
〇〇ヨリニ〇〇「フランク」トシ而シテ其他各種ノ銀幣一「キログ
ラム」ノ價ハ其大小厚薄ノ差等アルニ因リテ之ヲカ價ヲ定ム
ルモノトス

純銀一「キログラム」ニ對シテハ交換局ニ於テ其製造入費ヲ差
引キニニ〇「フランク」五五「サンチユー」ム、五五五、ヲ拂ヒ〇、九〇〇、
ナル價位アル銀貨幣一「キログラム」ニ付テハ一九八「フランク」
五〇「サンチユー」ム、ヲ拂ヒ渡スヘシ其他種々ノ貨幣ハ其大小厚

薄ニ依リテ之ヲ拂ヒ渡スヘシ

但シ精鍊ノ手数料ヲナセシメハ其入費ヲ差引キ之ニ計算ス

第三條 我大藏卿ハ右ニ掲載シタル各種ノ條件ニ照準シテ金
銀貨幣及ヒ金銀ノ地金一「キログラム」毎ニ付テノ定價表ヲ制
定スヘシ〇金銀貨幣及ヒ金銀ノ地金ハ右定價表中ニ於テ百分
一及ヒ千分一ニ於ケルマテヲ明載ス而シテ此ノ分數ハ其量目
ト價位トニ照準シテ金銀地金ノ携齎主ニ於テ之レカ計算ヲ為
サシムヘシ

右定價表ハ一紙ニ公布シ且之ヲ造幣寮中交換局ニ揭示スルモ
ノトス

第四條 金銀ノ地金及ヒ其貨幣ノ素質又ハ其位号等ノ「」ヲ付
テ紛議ヲ生セシ場合ニ於テハ之ヲ交換局ニ持出スヘシ此時ニ
當テ造幣代辦役ハ較驗検査局ニ於テ地金及ヒ貨幣ノ素質價位

等ヲ綿密ニ審査再檢シタル後ニ我大藏卿ノ布達ニ係ル條款ニ
準據シテ之レカ処分裁決ヲナスヘシ

第五條 我大藏卿ハ造幣寮中ノ交換局ニ於テ貨幣交換ノ日ニ
供セシカ為メニ日々製造スル所ノ金銀貨幣ノ貨額ヲ定ム
此ノ融通ノ用ニ供スル定額ハ汎ク地金ノ携齎者諸人ニ對シテ
交附シタル貨幣ノ切手ヲ簿記シ又ハ請ケ渡スヲ為ス等ノ用ニ
供スルカ為メニ緊要ナルモノトス

第六條 我大藏卿ハ同シク又交換局ニ交附セシカ為メニ日日
精鍊ヲ要スル所ノ金銀貨幣ノ地金ノ量目ヲ定ム
此ノ量目ハ定額ハ汎ク地金ノ携齎主諸人ニ對シテ精鍊ノ為ニ
交付シタル精鍊切手ノ請ケ渡シ及ヒ之ヲ簿記スルニ付テ緊要
ナルモノトス

第七條 地金精鍊ノ切手中ニハ金銀地金ノニ号及ヒ重量ヲ記
載スルニ付テハ百分ノ一及ヒ百分ノ一等ヲ詳明ス而シテ其地
金ノ携齎主ニ於テ金銀貨幣ノ地金中ニ含有シタル百分ノ一迄
ヲ計算セシムヘシ

第八條 精鍊シタル金銀ノ鑄塊ニハ總テ貨幣ノ符号其量目ノ
数字及ヒ百分ノ一百分ノ一等ノ分數及ヒ較驗役ノ記載スル番
号或ハ價位等ノ定メヲナスノ用ニ供スル較驗役ノ彫刻印等ヲ
詳鑄スルモノナリ

第九條 一千八百三十二年第十月四日ノ勅狀ハ正ニ之レト符
合ス
第十條 我大藏卿ハ此ノ布告ヲ實際施行セシムルニ付テハ
之ヲ布達セシ當日ヨリ其責任ヲ負擔スルモノトス
一千八百六十七年第三月二十五日
普律勞留府ニ於テ之ヲ與フ

普律勞留府ニ於テ之ヲ與フ

右勅状

連翁勃爾

大藏卿佛烈尔阿尔蕃

乙第六号

一千八百六十七年三月二十七日

貨幣交換ニ差出シタル金銀地金ノ精鍊入費ヲ規定シタル

勅状

白耳義國王連翁勃爾ハ現今及ヒ将来ニ對シテ之ヲ公布ス

一千八百六十六年第七月二十一日ノ貨幣ニ係ル法律ノ第二條ニ依リ

テ

金銀貨幣ノ地金ヲ精鍊スル費用ヲ規定スルニ付キ其約束ニ從テ

金銀貨幣ノ地金ヲ貨幣交換局ニ差出シタルモノニ於テ之レヲ

負擔スルモノトス

我大藏卿ノ建議ニ因リテ朕之ヲ令ス

第一條 金貨ノ地金ヲ精鍊スルノ入費ハ總テ鑄減ヲ算入シテ

其金鑄ノ重量一「キログラム」毎ニ付キラ四「フランク」ト決定ス

右ノ金鑄ハ千分ノ百五十ヨリ下ラサル重量ヲ有シタル鑄塊金

貨地金ノ如ク見做スヘシ

第二條 銀貨ノ地金ヲ精鍊スル入費ハ總テ鑄減ヲ算入シ一「キ

ログラム」ニ付テ九「サンチユ」ト決定ス

此ノ入費ハ一「キ」以下ノ負數ノ減銷各々百分一ノ為メニ銀貨ノ

地金ノ鑄金一「キログラム」毎ニ付テ一「サンチユ」ト增加ス

第三條 金銀貨ノ地金ヲ貨幣交換局ニ差出シタル者ハ其精鍊

ノ費用ヲ辨償スヘキモノナリ

其一 其地金千分ノ九百ニ滿タサル負數(〇九〇〇)ナルト

キ

此場合ニ於テハ千分ノ九百〇、九〇〇ニ當ル負數ニ總計ヲ
上ラシメシカ為メ精鍊ヲ要スル所ノ地金ノ分量ニ付キ其
費用ノ計算ヲナス

其二 金銀地金ノ鑄塊中ニ於テ他ノ物質即チ銅ノ如キヲ
混交シテ此ノ銅質ヲ金銀質ト分拆スルヲ要スルトキ
第四條 我大藏卿ハ此ノ布告ヲ實際施行セシムル丁ニ付テ
ハ之レヲ布達セシ當日ヨリ其責任ヲ負擔スルモノトス

一千八百六十七年第三月二十五日
普律勢留府ニ於テ之ヲ與ス

連翁勃爾

右勅狀

大藏卿佛烈爾阿尔蕃

乙第七号

一千八百六十七年第三月二十五日

貨幣交換局ニ交附スルカ為メ日日精鍊スル所ノ金銀貨
幣地金ノ重量及ヒ製造ニ付スル貨幣ノ總額ヲ規定シテ

ル大藏省布達

大藏卿ハ本月二十五日第三号勅狀中第五條及ヒ第六條ニ據リ
貨幣交換局ニ交附スルカ為メ日日精鍊及ヒ製造ニ付スル金銀
貨幣地金ノ重量及ヒ貨幣ノ總額ヲ規定セントス

同ク又精鍊切手及ヒ貨幣切手ニ對シテ拂ヒ渡スヘキモノ及ヒ
之ヲ振出スルニ付テノ記載方及ヒ引渡方ヲ取り行フヘキ規則
ヲ定メントス

造幣代辦役ノ建議ニ因リテ大書記役之ヲ聞届ケ我輩之ヲ布
達ス

第一條 貨幣交換局ニ交附スルカ為メ日日製造スル貨幣ノ總

額ヲ定ムルコト左ノ如シ

甲 金貨幣ハ五十萬「フランク」(五〇,〇〇〇「フランク」)
乙 銀貨幣(五「フランク」ノ圓貨ニシテ)ハ十五萬「フランク」
(一五〇,〇〇〇「フランク」)

此ノ價額ハ各々一百万「フランク」(一,〇〇〇,〇〇〇)ヨリ或ハ三十万「フランク」(三〇〇,〇〇〇)ニ上ルコトヲ得ヘシ斯ノ如キ場合ニ於テハ九テ製造シタル貨幣ノ總額ノ半ハヲ取除キ國立銀行ニ預ケ置キ而シテ後政府ハ嚴重ニ之ヲ検査スルヲ要ス

第二條

日日精鍊ノ用ニ供充スルカ為メ之ヲ受取ルヘキモノ

甲 金貨ノ地金ノ鑛質ヲ以テ重量一百五十「キログラーム」薄キ伸金ノ製出ス

乙 銀貨ノ地金ノ鑛質ヲ以テ重量六百五十「キログラーム」薄キ

伸金ヲ製出ス

右鑄造精鍊ニ付シタル金銀貨幣ノ地金ハ其重量各々三百「キログラーム」ヨリ或ハ一千三百「キログラーム」ヲテニ上ルコトヲ得ヘレ尤モ金銀貨幣ノ地金ヲ精鍊用ニ供スル歟又ハ造幣ノ用ニ供スル為メ一時ニ之ヲ差出シタル片造幣ノ用ニ供スル地金ノ重量右ノ負數ニ滿ツルモノヲ要スル時ニ限ルヘシ

第三條 貨幣ノ切手及ヒ精鍊ノ切手ハ帖簿ニ記載調査之ヲ振出ス等ノ手續ニ於テハ金銀貨幣ノ地金ヲ貨幣交換局ニ差出シタル月日順序ヲ詳載スヘシ

右ハ貨幣鑄造及ヒ精鍊スル為メ貨幣交換局ニ差出スカコトクニ見做スコトヲ得ヘシ

其一 金銀貨幣ノ地金又ハ已ニ形ヲ成シタル貨幣ハ國立銀行ニ附属ス

其二 金銀貨幣ノ地金及ニ鑄造シタル貨幣ハ國立銀行
預備スルカ故ニ銀行ハ之レカ相當ノ資本ヲ操替仕拂フ可
シ

其三 金銀貨幣ヲ國立銀行ニ備ヘ置ク手續キ順序ハ凡テ
尋常一般ノ規則ニ準スヘシ

此ノ事ヲ取り行フニ當リテハ金銀地金ヲ差出シタル者ハ貨幣
交換ノ驗數並造幣ノ驗教役ノ面前ニ於テ造幣支配役ノ手ヲ經
テ國立銀行頭取歟或ハ其代理者ノ保証アル記載書ヲ預ケ置キ
此ノ手續ヲ歷タル金銀地金ヲ其局ニ預クルトニ付テハ其品質
重量位号等或ハ造幣ニ附スルモノ或ハ精鍊ニ附スルモノ又ハ
造幣精鍊ヲ一時ニ相要スル等ノモノヲ詳明スヘシ
地金ヲ預ケシノ記載書ヲ調査スルノ手續記載法ハ之レヲ交換
局ニ差出シタル月日ノ順序ヲ逐フヘシ而シテ其他貨幣ノ切手

或ハ精鍊ノ切手等ノ手續ト相ヒ異ナルトナ

貨幣ノ切手並ニ精鍊ノ切手等ノ仕出ノ手續ハ己ニ預ケ置キタ
ル記載書ニ詳明シタル地金ノ盡ルニ至ルマテ之レヲ仕出ヘシ

第四條 貨幣ノ切手及ニ精鍊ノ切手ノ入費ハ總テ其依頼人ヨ
リ之ヲ償辦スルモノトス而シテ其拂方ノ順序ハ交換局ニ於テ

記載ノ順序ニ從フヘシ

第五條 金銀ノ總額、貨幣切手ニ記載シタル金銀貨幣地金ノ量
目ニ付又ハ精鍊切手日數ノ順序、拂方ノ順序等ニ付キ紛議ヲ生

スル場合ニ於テハ貨幣交換ノ驗數並造幣ノ驗教役ノ面前ニ於
テ造幣代辦役右金銀ノ總額、金銀地金ノ重量、日月ノ差異、記載ノ
順序又ハ拂方ノ順序等ヲ判決スヘシ

第六條 此布達書ハ造幣寮中貨幣交換局ニ揭示スルモノトス
第七條 大書記役及ニ造幣代辦役ハ各其職務ニ関涉スル條款

ニ對シテハ此ノ布達面ノ實際施行ノ事ニ供ス

一千八百六十七年第三月十三日

普律勢留府ニ於テ

大藏卿佛烈爾阿尔蕃

乙第九号

一千八百六十八年第六月十一日貨幣製造ノ使用ニ供ス

ル鑄刻器及ニ伐断器等ノ價ヲ規定シタル大藏省布達

大藏卿ハ旧曆第一月二十二日ノ法則及ニ一千八百六十年第十

二月二十日及ニ一千八百六十六年第七月二十一日ノ法則ニ因リ

テ一千八百四十八年第十二月三十日一千八百六十年第十

月二十七日一千八百六十六年第七月二十三日及ニ一千八百六

十七年第三月十五日等ノ勅状并ニ一千八百三十二年第十二

月五日ノ大藏省布達及ニ第十月十日ノ一般布告等ハ共同一十

リ

製造シタル幣ノ重量ニ付テ取リ極メタル貨幣鑄刻器及ニ伐断

器ノ價ハ全ク實驗ニ就テ之レヲ下低スル時ヲ見レハ之レヲ定

ムルニハ蓋シ器械ヲ以テ其製造シタル貨幣ノ負數及ニ其器械

ノ大小形状ニ係ルコトナシ

鑄刻器及ニ伐断器若シ具合惡シクシテ使用ニ適便セサル所ハ

之レヲ手入スルモ妨ケナシト雖モ其入費ハ是迄政府ハ其器械

ヲ送りタル者ノ中ニ於テ拂フヘシ

第一條 鑄刻器及ニ伐断器等ノ諸器械ヲ以テ製造スルニ付キ

之レカ改正ヲ加フルヲ要スル所ハ素ヨリ之レカ許可ヲナスヲ

得ヘシト雖モ造幣管理局鑄刻人ニ許シタル時日マテノ定例中

ニ於テ之レカ差引計筭ヲナス可シ

第二條 鑄刻器ヲ使用スルコトニ付キ

甲 金貨幣ナレハ

一 二十「フランク」ノ金貨幣ノ一「キログラーム」ニ付キテ二十
十「サンチエーム」(0.20)

二 十「フランク」金貨幣ノ一「キログラーム」ニ付キテ三十「サ
ンチエーム」(0.30)

乙 銀貨幣ナレハ

一 五「フランク」銀貨幣ノ一「キログラーム」ニ付キテ六「サン
チエーム」(0.06)

二 二「フランク」銀貨幣ノ一「キログラーム」ニ付キテ十二「サ
ンチエーム」半(0.12, 五)

三 一「フランク」銀貨幣ノ一「キログラーム」ニ付キテ二十三
「サンチエーム」(0.23)

四 五十「サンチエーム」(即チ半「フランク」)銀貨幣ノ一「キログ

ラーム」ニ付キテ四十「サンチエーム」(0.40)

丙

「エック」鐵ノ屬ニレテ銅貨ノ類貨幣ナレハ

一 二十「サンチエーム」貨幣ノ一「キログラーム」ニ付キテ十
「サンチエーム」(0.10)

二 十「サンチエーム」貨幣ノ一「キログラーム」ニ付キテ十五
「サンチエーム」(0.15)

三 五「サンチエーム」貨幣ノ一「キログラーム」ニ付キテ二十
「サンチエーム」(0.20)

丁 銅貨幣ナレハ

一 二「サンチエーム」銅貨幣ノ一「キログラーム」ニ付テ十九
「サンチエーム」(0.19)

二 一「サンチエーム」銅貨幣ノ一「キログラーム」ニ付キテ三
十五「サンチエーム」(0.35) 伐断器ヲ使用スルコトニ付キテ

甲 金貨幣ナレバ

二十「フランク」金貨幣ノ一「キログラム」ニ付キテ九「サンチユーム」〇、〇九

乙 銀貨幣ナレバ

五「フランク」銀貨幣ノ一「キログラム」ニ付キテ一「サンチユーム」半(〇、〇一、五)

第三條 来ル七月一日ヨリ以後ハ今般ノ布達ヲ以テ一千八百三十五年ニ設置シタル鑄刻器及ヒ伐断器ノ定價表^又ハ一千八百六十一年第十月四日ノ布告⁵ノ部中ニ記載シタルモノ一千八百五十六年第六月二十五日ノ布告一千八百六十一年第十月四日、一千八百六十五年第二月二日及ヒ一千八百六十七年第五月一日ノ布告 及對シタル事項ハ悉皆之レヲ取消スヘシ

第四條 大書記役及ヒ造幣代辦役ハ各々其職務ニ関涉スル所

ニ從テ此ノ布達面ノ事項實際施行ノ事ニ任ス

一千八百六十八年第六月十一日

普律勢留府ニ於テ

大藏卿佛烈爾阿尔蕃

乙第拾号

一千八百七十年第二月二十八日一「サンチユーム」ニサ

ニチユーム銅貨幣ノ製造入費ヲ規定シタル勅状

白耳義國王第二世連翁勃爾ハ現今及ヒ將來ニ對シテ之レヲ公布ス

一千八百六十六年第七月二十一日布告ノ貨幣法則第二條及ヒ

第十條ニ掲載シタルモノニ因リテ

一「サンチユーム」ニ「サンチユーム」ノ銅貨幣ノ製造入費ヲ規定スルヲ要ス

我大藏卿ノ建議ニ因リテ朕之レヲ令ス

第一條 銅貨幣ノ地金ヲ精鍊シテ薄ク伸ヘ之レヲ鑄正スル等ノ入費ハ銅貨幣百「キログラム」ニ毎ニ計筈シテ之レカ引渡ニ為ス

甲 二「サンチユー」ハ銅貨幣ノ百「キログラム」ニ付キテ十一「フランク」ハ十「サンチユー」ム

乙 一「サンチユー」ハ銅貨幣ノ百「キログラム」ニ付キテ八「フランク」七十五「サンチユー」ム

第二條 銅貨幣ヲ權称査覈スルノ入費モ亦百「キログラム」ニ毎ニ計筈シテ之レカ引渡ヲナス

甲 二「サンチユー」ハ銅貨幣ノ百「キログラム」ニ付キテハ三十五「フランク」ム

乙 一「サンチユー」ハ銅貨幣ノ百「キログラム」ニ付キテハ五

十ニ「フランク」五十「サンチユー」ム

右ニ掲載シテ之レノ約束ニ従テ鑄刻器及テ伐断器ハ政府ヨリ造幣支配役ニ送リテ之レヲ司ラシム

第三條 右ニ決定シタル法則ハ一千八百六十九年第四月一日ヨリ之レヲ施行スヘシ

第四條 一千八百三十二年第十月十六日ノ勅狀第二條及ニ第三條ハ正ニ此レト照合ス

此ノ布告ヲ實際施行スル「」ニ於テハ我大藏卿之レヲ任ス
一千八百七十年第二月二十八日

普律勢留府ニ於テ之ヲ與フ
連翁勃爾

右勅狀

大藏卿佛烈爾 阿尔藩

乙第十一号

一千八百七十年三月二日「サンチユームニ」サンチ
ユーム銅貨幣ノ點檢調査ノ入費ヲ規定シタル大藏省布
達

大藏卿ハ一千八百四十八年第十二月三十日ノ勅狀第十六條ニ
因リテ

貨幣交換ノ驗教兼造幣ノ驗教役ノ製造貨幣ノ點檢計筭推稱調
査及ヒ囊裡ニ納メテ之レヲ交附スル等ノ入費及ヒ製造不整ノ
貨幣ヲ調査スルノ入費ヲ規定ス

右造幣代辦役ノ建議ニ依リテ大書記役之レヲ聞届ケ我輩之ヲ
布告ス

第一條 製造銅貨幣ノ點檢計筭推稱調査及ヒ囊裡ニ納メテ之
レヲ交附スルノ入費ハ百「キログラム」毎ニ之レヲ計筭ス

一ニ「サンチユーム」銅貨幣ノ百「キログラム」ニ付キテハ一
「フランク」一七〇「サンチユーム」

二一「サンチユーム」銅貨幣ノ百「キログラム」ニ付キテハ三
「フランク」四十「サンチユーム」

第二條 製造不整ノ貨幣ヲ調査シテ印點ヲ附スルノ入費ハ其
不整貨幣ノ百「キログラム」毎ニ付キテ之レヲ規定ス

一ニ「サンチユーム」銅貨幣ノ百「キログラム」ニ付キテハ一
「フランク」二十五「サンチユーム」

二一「サンチユーム」銅貨幣ノ百「キログラム」ニ付キテハ三
「フランク」四十「サンチユーム」

第三條 此ノ入費ハ造幣代辦役ノ照會ニ因リテ貨幣交換ノ驗
教兼造幣ノ驗教役之レヲ受取り更ニ大藏省會計局出納課ニ附
シ以テ銅貨製造所ノ費用ニ供シタルモノヲ以テ之レヲ拂ヒ渡

ス

第四條 右ニ掲載シタル事項ノ實際施行ハ一千八百六十九年
第四月一日ヲ以テ之レカ期日ト為ス

大書記役及ニ造幣代辦役ハ各々其職務ノ関涉スル所ニ從テ此
ノ布達ノ實際施行ノ事ニ任ス

一千八百七十年第三月二日

普律勢留府ニ於テ

大藏卿佛烈爾阿尔蕃

乙第十二號

一千八百七十年第三月二十八日鑄刻器及ニ伐断器

并ニ點檢調査ノ入費ノ別格拂渡ヲ規定シタル勅狀

白耳義國王第二世連翁勃爾ハ現今及ニ將來ニ對シテ之レヲ公
布ス

一千八百六十六年第七月二十一日ノ法則及ニ一千八百四十八
年第十二月三十日、一千八百六十七年第三月二十五日ノ勅狀ニ
因リテ

金銀貨幣ニ係ル製造入費ヲ以テ別格ノ拂ヒ渡シ及ニ鑄刻器伐
断器ノ入費并ニ貨幣重量検査ノ入費金銀貨幣ノ調査入費等ノ
拂方ノ事ヲ規定ス

我大藏卿ノ建議ニ依テ朕之レヲ令ス

第一條 貨幣ノ鑄刻器及ニ伐断器ノ價、貨幣重量検査ニ必要ナ
ル入費金銀貨幣ノ調査入費ハ總テ此ノ貨幣ヲ製造スルカ為メ
ニ許可シ貸渡費用ニ付キテ之レヲ償ヒ而シテ此價及ニ此入費
ハ我大藏卿ノ記載シタル制規ニ照準シテ造幣支配人ヨリ之レ
ヲ拂フヘシ

第二條 一千八百三十二年第十月十六日ノ勅狀第一條ハ今後

之ヲ取消ス

第三條 我大藏卿、此ノ布告ヲ實際施行スルノ事ニ任ス
一千八百七十年三月二十八日
普律勞留府ニ於テ之ヲ與フ

連翁勃爾

右勅狀

大藏卿佛烈爾阿爾蕃

乙第十三号

一千八百七十年三月二十九日

鑄刻器及ニ伐断器ノ價額及ニ貨幣重量検査ノ入費ヲ規定シタル大藏省布達

大藏卿ハ旧曆第一月二十二日ノ法則及ニ一千八百六十六年茅七月二十一日、一千八百四十八年茅十二月三十日、一千八百七十

○乙第三月二十八日ノ勅狀ニ因リテ之ヲ規定セントス

甲 金銀貨幣ノ齊整ニ必要ナル鑄刻器及ニ伐断器ノ定價

乙 貨幣重量検査ノ入費及ニ交附ニ供スル貨幣調査ノ入費

丙 此器械ノ支出及ニ入費ノ制則

造幣代辦役ノ建議ニ依リテ大書記役之ヲ聞届ケ大藏卿之ヲ

布達ス

第一條 鑄刻器及ニ伐断器ハ造幣管理ノ許可ヲ受ケ貨幣製造ノ志ヲシテ推衡規則ニ從テ之ヲ拂ヒ渡ス

第二條 之ヲ許可貸與スルニ於テハ

鑄刻器ハ

甲 金貨幣ナレハ

一 二十「フランク」貨幣ノ百「キログラム」ニ付キテハ

十五「フランク」一五

(二) 十「フラン」ク貨幣ノ百「キログラム」ニ付キテハ二
十「フラン」ク(二〇)

乙 銀貨幣ナレハ

(一) 五「フラン」ク貨幣ノ百「キログラム」ニ付キテハ五
「フラン」ク(五)

伐断器ハ

(一) 二十「フラン」ク金貨幣ノ百「キログラム」ニ付キテ
ハ三「フラン」ク(二二)
(二) 五「フラン」ク銀貨幣ノ百「キログラム」ニ付キテハ
八十「センチメートル」(〇、八〇)

第三條 此ノ定價ハ貨幣交換ノ驗數並造幣ノ驗數役ノ差圖ニ依
リ造幣代辦役ノ見認ヲ受ケ而シテ後造幣支配役之レヲ鑄刻職
人ニ拂渡スヘシ

第四條 貨幣重量検査ノ入費金銀貨幣ノ調査入費ハ貨幣引渡
ニ供スル為メ差出シタル一「キログラム」毎ニ之レヲ拂ヒ渡ス

第五條 之レヲ許可貸與スルニ於テ

甲 金貨幣ナレハ

(一) 二十「フラン」ク貨幣ノ百「キログラム」ニ付キテハ七
「フラン」ク(八十「センチメートル」(七、八〇))
(二) 十「フラン」ク貨幣ノ百「キログラム」ニ付キテハ十五
「フラン」ク(六十「センチメートル」(一五、六〇))

乙 銀貨幣ナレハ

五「フラン」ク貨幣ノ百「キログラム」ニ付キテハ一「フラン」
ク(五十「センチメートル」(一、五〇))

第六條 此ノ入費ハ貨幣交換ノ驗數並造幣ノ驗數役ノ差圖ニ
因リ造幣代辦役ノ見認ヲ受ケ而シテ後造幣支配役之レヲ以テ

第七條 一千八百六十五年第十二月四日及一千八百六十八年第六月十一日ノ我輩布達ニ掲載シタル條款中此ノ布達ト互對シタル事項ハ悉皆之レヲ取消ス

第八條 大書記役及造幣代辦役ハ各々其職務ニ関涉スル事ニ於テハ此ノ布達ヲ實際施行スルノ了ニ任ス

一千八百七十年第三月二十九日

普律勢留府ニ於テ

大藏卿佛烈爾阿尔著

乙第十四号

一千八百七十年第十一月十日政府ノ收入及国立銀行ノ計算上ニ関レテ金銀貨幣ノ製造入費ニ改正ヲ加ヘタル勅状

白瓦義國王第二世連翁勃尔ハ現今及将来ニ對シテ之レヲ公布ス

ス

一千八百六十六年第七月二十一日ノ貨幣法則第二條ニ因リテ一千八百七十年第十月十日ノ勅状ニ準拠ス

政府ノ收入及国立銀行ノ計算上ニ関シテ金銀貨幣ノ製造入費ノ規定ヲ補正セントス

我大藏卿ノ建議ニ依リテ朕之レヲ令ス

第一條 一千八百六十七年第三月二十五日ノ勅状第一條ニ改正ヲ加フルニ於テ一千八百六十五年第十二月二十三日ノ貨幣ニ係ル約束中第二條及第三條ニ掲載シタル金銀貨幣ノ製造入費及政府收入ノ計算上ニ国立銀行ノ計算諸雜費ヲ取リ込メテ之レヲ規定ス

甲 金貨幣ノ一キログラムニ付キテハ五フランク(五)

乙 銀貨幣ノ一キログラムニ付キテハ五フランク(五)

三付キテハ五フランク(五)

第二條 我大藏卿ハ此ノ布告ヲ實際施行スルヲ任ス

一千八百七十一年十一月十日

普律勢留府ニ於テ之レヲ與フ

連翁勅爾

右勅狀

大藏卿 ヲキクトールジヤコブ

乙第十六号

一千八百七十三年第六月三十日銀貨幣ニ係ル検査入費ニ改正ヲ加ヘタル大藏省布達

大藏卿ハ一千八百四十八年第十二月三十日ノ勅狀第十六條及ヒ一千八百七十一年三月二十八日ノ勅狀ニ依リテ一千八百七十一年三月二十九日ノ我輩布達ニ準據ス

貨幣重量ノ検査及ヒ銀貨幣ニ関スル調査ノ為メニ貸與ニ改

正ヲ加フルハ其入費ヲ以テスルノ事情ヨリ此ノ事ヲ以テスルヲ可トス

造幣代辦役ノ建議ニ因リテ大書記役之レヲ聞届ケ我輩之レヲ布達ス

一千八百七十一年三月二十九日ノ我布達第五條ノBニ改正ヲ加フルニ付キ銀貨幣調査ニ関スル費用ヲ規定スルノ左ノ如シ

五フランクノ銀貨幣ノ百キログラムニ付キテハニフラン

クニ

第二條 大書記役及ヒ造幣代辦役ハ各々其職務ノ関涉スル所ニ從ヒ此ノ布達ノ事項ヲ實際施行セシムルニ於テハ此ノ施行ノ當日ヨリ之レヲ責任タリ

一千八百七十一年第六月三十日

普律勢留府 於

大藏卿マール

大藏卿

